p1

　人権教育指導者向け学習資料　カラフル（KARA FULL）No.6　テーマ 生活と人権

　平成31年3月　福岡県教育委員会発行

　福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

　福岡市博多区東公園7-7

　電話番号　092-643-3918　FAX番号　092-643-3919

［テキスト訳凡例

　大見出しには■、中見出しには●、小見出しには▼、小小見出しには◎をつけています。

　テキスト訳者による説明は［　］で囲んでいます。

　ルビは《　》で囲んでいます。

　イラストについては本文の内容上必要と思われるものについて説明を加えています。

　アルファベットや数字は半角文字を使っています。ただし、省略名称（ＡＮＡ、ＮＨＫなど）や記号の場合は全角文字を使っています。

　使用する文字コードは Unicode です。

　凡例終わり］

■目次

　「ユニバーサルデザインの意識づくり」KARA　おもてなしレインボーガイドブックの活用　p2

　「ユニバーサルデザインの意識づくり」KARA　障がいのある人への合理的配慮ガイドブックの活用　p4

 「ユニバーサルデザインの意識づくり」KARA　福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例　p6

　「自分らしく生きる社会」KARA　誰もが自分らしく生きる社会を目指した内容として、執筆者の徐麻弥さんからの、「朝鮮人」として生きる、私の日常、について p7

　「人権教育研究推進事業」KARA 築上町立築城小学校の人権教育研究指定校事業の取組　p10

　「人権教育研究推進事業」KARA　芦屋町立芦屋中学校区の人権教育総合推進地域事業の取組　p12

　『あおぞら２』KARA　中学校教材「colorful ～にじいろの未来を～」の活用事例　p14

　「おすすめDVD」KARA　DVDの紹介と編集後記　p16

■表紙

　人権教育指導者向け学習資料　KARA FULL

　人権の色　いっぱい いま KARA ここ KARA　わたし KARA

※この冊子の音声コードは、全ページ上と下についています。

　スクリーンリーダーソフトでも読み上げ可能です。

　障害者 OKマークがついています。

　利用の際は必ず下記サイトを確認してください。

　www.bunka.go.jp/jiyuriyo

　［表紙は、赤、橙、黄、緑、青、紫の６色で構成された旗であるレインボーフラッグの写真です。］

p2

■「ユニバーサルデザインの意識づくり」KARA

●誰もが安全・安心・快適に生活できる福岡県を目指して

　福岡県では、人権が尊重される心豊かな社会をつくることを目指して、様々な施策を展開しています。その中には、県民誰もが安全・安心・快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりがあります。取組は「ユニバーサルデザインの『まちづくり』『ものづくり』『情報・サービスづくり』『意識づくり』」の４つの柱からなっています。本号では、「ユニバーサルデザインの『意識づくり』」の中から２つの取組を紹介します。て考えてみたいと思います。

●１ 性的少数者に関する正しい理解と認識を深める取組

 福岡県では、性的少数者（ＬＧＢＴ）に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めています。

　この取組の一環として、平成29年に「おもてなしレインボーガイドブック」を作成しました。このガイドブックを活用したセミナーを開催するとともに、県内市町村や関係団体に配布しています。

 このガイドブックは、ＬＧＢＴ支援団体ＮＰＯ法人Rainbow Soupと協働し、性的少数者の方々への配慮事項をまとめたものです。誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重し合える社会となるために、研修等で活用できます。

 詳しくはおもてなしレインボーガイドブックで検索してください。

▼ガイドブック作成の思い　 五十嵐　ゆりさん（Rainbow Soup理事長）

 依頼を受けた時は、県としての積極的な姿勢に驚きと期待を抱いた反面、多くの方に活用してもらえる充実した内容にしなければと大きな責任も感じました。ガイドブックには、当事者やＬＧＢＴフレンドリー企業など、様々な方の声や事例を紹介することができ、地元クリエイターの皆さんの温かい協力によって完成し、おかげさまで多くの方から好評との声を聞いております。一歩ずつ理解と支援の輪が広がりつつあることを実感しています。誰もが生きやすいまちづくりにこれからも貢献したいと考えています。

▼ＮＰＯ法人Ｒａｉｎｂｏｗ　Ｓｏｕｐ（レインボースープ）

　社会におけるＬＧＢＴの可視化と支援の輪づくりをテーマに、関連情報の発信、企業・行政の取組支援、イベント企画・運営、各分野の専門家との連携などに取り組んでいます。

p3

●おもてなしレインボーガイドブック

▼≪掲載されている内容の紹介≫

○性のさまざまな要素について

　「性」について正しく理解できます。研修にも使いやすい内容です。

○ＬＧＢＴって知っていますか

○ＬＧＢＴの人たちの困難とは

　当事者の声が集められています。

○ＬＧＢＴを取り巻く世界の状況について

　オリンピック・パラリンピックも含めた世界の状況が理解できます。

○国や自治体、企業の動きについて

○おもてなし事例について

　福岡県を訪れる世界中の人々を迎える側としての事例を紹介しています。

○知っておきたいＬＧＢＴ基礎用語

○ＬＧＢＴフレンドリー度チェックリスト

　あなたや職場等の意識をチェックすることができます。

○福岡県内のＬＧＢＴ関連団体リスト

　福岡県内のＬＧＢＴ関連７団体と県内の人権相談窓口の紹介をしています。

▼春日市で人権講演会を開催　「大人は気づきにくい…ＬＧＢＴの子どもたち」

　春日市では、「あらゆる差別のないまちづくり」の実現のために、市民の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠と考えており、人権啓発や研修を継続して行っています。平成30年12月には、講師に五十嵐ゆりさんをお招きして「大人は気づきにくい…ＬＧＢＴの子どもたち」と題した市民向けの人権講演会を行いました。おもてなしレインボーガイドブックも活用しながら、性の多様性や身に付けたい視点等について参加者の皆さんと学びました。

[講演会のチラシの写真と講演会の様子の写真があります。]

▼参加者アンケートより

○お話がとても分かりやすく、実際に自分たちに何ができるか、明日からのアクションに繋がるお話を聞けたので、とてもよかったです。

○今後、自分の子どもや友人の子と話す時に、「あなたのままでいいんだよ」と言える大人になりたいと思いました。

○その人のありのままの姿、生き方を受け入れ、認めることが、住みやすいまちになる一歩だということに気付かせてもらいました。

●福岡県KARA

 福岡県教育委員会は、平成27年に文部科学省からの通知を受け、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を各市町村教育委員会に通知しています。また、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を周知する等、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を推進しています。

p4

●２　学校教育、企業等、地域における心のバリアフリーの取組

　福岡県では、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」(※Ｐ６参照)を制定しました。この条例は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的としています。また、障がいのある人への不当な差別的取扱いをなくし、相手の障がいの状況や意思、場面に応じて適切に対応する合理的配慮を行うことをすべての県民の皆さんにお願いしています。

　今号では、事業者の皆さんが、接客や受付などの場面での合理的配慮のポイントを、イラストを用いて分かりやすくコンパクトに解説したガイドブックを紹介します。

[障がいのある人への合理的配慮ガイドブックの表紙の写真があります。]

▼障がいのある人への合理的配慮ガイドブック　施設利用、情報提供、意思表示の受領編

▼冊子の使い方

　本編は、多くの事業分野に共通する施設利用や情報提供、コミュニケーションをテーマとしています。

　求められる対応は、相手の障がいの状況や意思、年齢、性別、体調などに加え、場所、設備、天候、時間などによっても異なってきます。障がいのある人への対応を、相手の個別の状況を考慮せずに一括りで考え、一方的に決めつけてしまうことは、偏見や差別につながります。

　このガイドブックに記載している内容は、あくまで一例ですから、ここに書かれた対応がいつも正解とは限りません。実際の場面で、障がいのある人の状況や場面に応じた判断を心掛けくださいますようお願いします。

　予断を持たずに相手の状況や意向を理解し、丁寧に寄り添うことや、行き届いた対応をすることが重要です。そうした姿勢は必ずや相手の心に伝わるでしょう。

　出典は「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」です。

▼掲載内容

○施設の利用

○受付

○コミュニケーション

○アナウンス

○緊急時

○仕事

　この冊子では、「環境面」と「意識面」の両方からできるサポートや配慮を例示しています。障がいのある人が自ら自分のことを行えるよう、設備や制度など「環境面」の整備に加え、「意識面」での対応を行うことで、障がいのある人が自らできる範囲が大きく広がります。

[環境面という言葉と意識面という言葉を上下の矢印で繋いでいる図があります。]

　詳しくは、障がいのある人への合理的配慮ガイドブックで検索してください。

p5

●内容紹介

　一例として、「コミュニケーション①」の一部を紹介します。

▼知的障がいがある人とのコミュニケーション

　会話が難しい人、読み書きが難しい人など、障がいの程度は一人ひとり異なります。伝わりやすい方法を考えましょう。

▼配慮の例

◎現物や写真、コミュニケーションボードを交えて解説する

　文字だけでなく具体的にイメージができるよう写真や現物、シンボルやイラストで示すと伝わりやすくなります。

◎文字の大きさに配慮し、ふりがなを用いる

　見出しや文字の大きさに強弱をつけたり漢字にふりがなを振ると理解しやすくなります。

◎分かりやすい説明を心がける

　ゆっくり、簡潔に伝え、年齢に関係なく優しく話しましょう。

▼コミュニケーションボードには以下のことが記載されています。

　ご用件をお伝えください。

◎手続き

　口座開設、通帳記入、預け入れ、引き出し、振込、両替

◎変更

　カード、通帳、印鑑

◎変更

　名前、住所、印鑑

●知っていますか？障がいのある人に関するマーク等

▼耳マーク

　このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。また受付に表示し、申し出があれば必要な援助を行う意思を表示するためにも用います。

[耳マークの絵があります。]

▼「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク

　このマークは、視覚に障がいのある方が外出の際、周囲の助力を求める必要がある場合に、白杖を頭上に掲げることで意思表示を行う手段である「白杖シグナル運動」の普及啓発シンボルマークです。

[「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマークの絵があります。]

▼ヘルプカード

　手助けが必要でも、「気づかれにくい人」「なかなか伝えられない人」がいます。このような方々が身につけておくことで、周囲の人がすぐに気づくことができるように福岡県がつくったカードです。

[ヘルプカードの絵があります。]

●福岡県KARA

　福岡県教育委員会では、平成29年に策定した「福岡県特別支援教育推進プラン」の基本的な考え方の一つとして、「安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備」について記載しています。障がいのある子どもが安全・安心に学校生活を送り、障がいの種類と程度に応じた効果的な教育を展開するためには、適切な教育環境の整備が必要です。そこで、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮の提供、障がいのある子どもが安全に学校生活を営むことができる教育環境の整備を推進しています。

p6

●福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

　平成29年10月施行

　主な条文を抜粋して紹介します

▼基本理念

　第三条　この条例による障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

　一　障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。

　二　障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。

　三　あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。

　四　障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

▼県民の役割

　第七条　県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

　２　県民は、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

▼不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

　第八条　何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

　２　何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

▼事前的改善措置

　第十条　県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

　一　自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化

　二　介助者等の人的支援

　三　障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

　福岡県では、表記による誤解や偏見をなくしていく観点から、県施策の策定、実施において、「障害」の表記を「障がい」と改めています。

　全文は、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例で検索してください。

p7

■「自分らしく生きる社会」KARA

●誰もが自分らしく生きる社会を目指して

　「平成２７年度法務省委託調査研究事業ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成２８年３月）によれば、平成24年４月から平成27年９月までの間に、ヘイトスピーチを行っているとされた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1152件、そのうち福岡県では49件確認されています。このようなことを背景に、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されました。

　福岡県では、この法律を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進しています。

　今号は、小学生から一般向けの研修など、幅広く講演活動を行っている、徐 麻弥（ソ マミ）さんに、若者人権講座テキスト「私たちはなぜ、人権について学ぶのか」（平成28年10月に福岡県が作成した冊子）の内容をもとに、執筆していただきました。

●「朝鮮人」として生きる、私の日常

　在日朝鮮人３世/人権学習講師

　徐　麻弥 (ソ マミ)

▼執筆者紹介

　直方市出身の在日朝鮮人３世（韓国籍）。

　様々な活動を通して多くの同胞と出会う中で在日朝鮮人の置かれた現状や課題を見つめ、講演活動を始めるようになる。

◎ヘイトスピーチを受けて

　「ヘイトスピーチ」の実態を知っていますか？

　ヘイトスピーチをする人は「ここは日本だ。いい加減出て行け！」「朝鮮人は生活保護をもらって日本人を殺している」「日本から追い出そう」「ゴキブリ朝鮮人を殺せ！」などといった人種差別的な発言を、街頭やネット上で、声高に言っています。

　日本には、約50万人の韓国籍・朝鮮籍の外国人がいます。日本国籍を持っている朝鮮半島にルーツを持つ人を含めると、その数はかなり増えると言われています。私も祖父が日本の植民地支配の影響で日本に渡って来た、韓国籍を持つ在日朝鮮人３世です。ネット上でたくさん見かける朝鮮人蔑視の書き込みひとつひとつ、ヘイトスピーチの言葉すべてが私の心にも突き刺さります。

　私は、この現状を知って欲しくて、2015年に10代後半の学生さんたちにヘイトスピーチの動画を見せました。その動画は中学生が大阪で「ここにいる在日クソ○○（朝鮮人を指す差別表現）の皆さん、私は皆さんが憎くてたまらない、殺してあげたい」と言っている動画でした。多くの人が、その動画を見て心を痛めたり、本当に日本の映像なのかと驚いたりしていましたが、感想文の中には「中学生がこんな素晴らしいことが出来るなんて感動した」という意見もありました。

　その時、私は理解しました。ヘイトスピーチが人種差別であること、いけないことなんだという自覚がない人たちが身近にいることを。その人たちにとって自分は同じように心を持った人間だという風に見られていないんだと思いました。朝鮮人の私が一生懸命、ヘイトスピーチで傷付くと語っても、彼らにとって私は傷付いたって構わない存在なんだと思いました。それくらい、絶望しました。その時、辛くなった気持ちを友達に話すと、「色んな考えの人がいるから仕方ないよ」と言われました。大阪のヘイトスピーチは、私を「殺したい」と言われているのと同じです。それを見て感動したと言われたのに、本質的には私の命の問題なのに、それを「表現の自由」だと認める友達もいるんだと、さらに絶望しました。

p8

　その２ヵ月後、私は、戦時中に炭鉱労働で犠牲になって亡くなった朝鮮人の遺骨を集めたお堂の追悼集会に行きました。そこに、ヘイトスピーチをする人たちが現れました。初めて、直接言われました。

「気持ち悪いんだよ、帰りたきゃ帰れただろう！」

　一人でいるときに言われたら怖かっただろうし、ものすごく傷付いたと思います。でも、私はあまり傷付かずに済みました。なぜなら、そのときに一緒にいた日本の友人たちが怒ってくれたからです。「どうしてそんなことを言うんだ！」と。

　私は、自分がヘイトスピーチを受けたショックよりも、一緒にいた人たちが自分のことのように腹を立ててくれたことの方に驚いて、あまりショックを受けずに済みました。おかげで、絶望しかけていた私は救われました。こうやって、隣で一緒に差別と闘おうとしてくれる、一緒に怒ってくれる友達が私にはいるんだと希望を持つことができました。

　私の言葉を同じ人間の言葉と受け止めてくれない人もいるかもしれませんが、聞いてくれる人に対して私が語ることはできるかもしれないと、発信することへの可能性を改めて感じることができるようになりました。

　2016年、ヘイトスピーチ解消法が施行されました。しかし、禁止・罰則規定はありません。その後、大阪市などが独自の条例を作るなどの前進はありますが、福岡の天神や日本国内各地で今もヘイトスピーチは続いています。街中で人種差別が堂々となされているのです。

　問題は、そのヘイトスピーチが、人種差別が「表現の自由」として許されてしまう社会の『空気』だと私は思います。それは誰が作っているのか？ やはり、この社会の構成員全員です。「自分はしないから」で通り過ぎてしまっては差別はなくなりません。傷付く人はまた生まれるのです。

◎ヘイトスピーチを身近に感じて

　ヘイトスピーチを受けたときのことを、最近は講演や授業で話します。

　誰か近くの友達が傷付いていることに気が付いたときに、「どうしてそんなことをするの？」と加害者に言うことまでは出来なくても、「大丈夫？」と寄り添うだけでも、救われることがあります。だから、「人を思いやる優しさと声をかける勇気を持って欲しい」と子どもたちに伝えます。

　行動することはとても勇気のいることだけれども、差別の加害者と被害者、そして気付かないふりをしていたり、無関心でいたりする層（その構造を温存させている層）で成り立つ差別やいじめの構造を変えることだと私は思うのです。

　その授業の感想を子どもたちに聞いているときに、「ユーチューブのコメントなどで、韓国の人を悪く言ったりするのを見たことがあります。在日韓国人のせいで日本が駄目になってるみたいなことが書いてありました。だけど、その人たちの方が日本を駄目にしているんだと思います。」と言った子どもがいました。その子どもが私たちの存在を理解してくれたことへの感謝と同時に、衝撃が走りました。その子どもは小学６年生でした。

「え、こんな年で、もうヘイト発言を目にしているの？」

　私は、気になってそのクラスの全員に聞きました。

「この中で、ネットなどで韓国の人などを悪く言うようなコメントを見たことある人？」

　なんと、５人が手を挙げました。インターネット社会で、大人の知らないうちに子どもたちは差別を見聞きする時代になっているのだと痛感しました。そんな時代だからこそ、「当事者」と出会っていくことが更に大切になると思いました。

p9

◎日本人の鎧を被って

　「差別されるかもしれないから、友達には朝鮮人(韓国人)ということを隠しなさい。」と、私は親から言われたことはありません。しかし、私の周りの仲間たちや家族の中には、親に止められたわけでもなく、あまり友達に自分のルーツを言えないで隠している人は沢山います。

　一度、家で卒業式用に買っていたチマチョゴリをハンガーにかけて飾っていたときに、家族からタンスにしまうように言われました。「友達が家に遊びに来て見られたら困るから。」と。「なんで自分の家の中でさえ隠さないといけないのか？」と私はすごく悔しい気持ちでした。でも、それで家族の友達が離れたり、会社でいじめられたりしたら私は責任が持てないので、仕方なくタンスにしまいました。あの時のたまらない気持ち、今でも忘れられません。

　私の周りには、そうやって自分のルーツを隠して日常で日本人の鎧を被っている人がいます。被りたくなくても、職場で「サービス業だから、お客様に不快な思いをさせないために」という理由で民族名でなく日本名で働いて、と要求された友達もいます。存在自体が人を不快にすると言われているようなものです。

　名前や国籍の変更など、他の外国人には言わないことが求められるということがあります。障壁なく生きていくために、日本名を選択する人や日本人の鎧を被って生きる人は多くいます。

　よく、「自分らしく生きる」と聞きます。私にとって「自分らしく生きる」ことは少なからず、自分の先祖や親、家族、大切な人のことを隠さずに生きられること、自分のルーツや文化を大事にして朝鮮人として生きることにつながっています。

　「隠さなければいいじゃん」と思う人もいるかもしれません。でも、ヘイトスピーチがはびこり、マスコミでも朝鮮民主主義人民共和国や大韓民国について色々な報道がある中、そして、住居を借りるときや職場や結婚で今も差別がある中で、カミングアウトはある程度の覚悟が必要となるのです。当事者の気持ちの問題にするのではなく、問題の本質を考えて欲しいのです。

　「差別しない」はもちろんですが、「させない」という立場に立ってもらえない限り、現状は変わりません。

◎みんなが「自分らしく」生きるために

　私の周りの人たちが日本人の鎧を脱いで自分らしく生きていける社会がどうやったら作れるのか。「わたしに生まれて良かった」と思えるのか。まずは、しっかり知ることや触れ合うことからだと思います。

　ヘイトスピーチなどの人種差別以外の他の人権課題も、みなさんの身近にある問題です。普通の鎧を着た当事者は身近にいます。鎧を着ていて分からないだけで、恋人や友達、親族にもいるかもしれません。身近な問題として、共に向き合い、重たい鎧を着ることも、着せることもない社会をつくっていきましょう。

●福岡県KARA

　ヘイトスピーチ解消に向けた国際的な潮流、ヘイトスピーチ解消のための法制定までの動き、ヘイトスピーチ解消法の条文については、 福岡県教育委員会のホームページに掲載している「人権教育は今」vol.2第29号を参考にしてください。

p10

■「人権教育研究推進事業」KARA

●学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

●人権教育研究推進事業

　文部科学省の委託により、人権教育の一層の推進を図るため、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資する事業です。

　福岡県では県内の５校（指定校事業）、４地域（総合推進地域事業）と連携・協力のもと研究を実施し、その成果の普及に努めています。

●１　人権教育研究指定校事業（平成29年度、30年度）

　「外国人の人権と異文化」の理解を育む授業モデルの開発

　～地域の交流事業を活用した学習展開の工夫を通して～

　築上町立築城小学校

　築城小学校では、築上町で行われている国際交流事業（中国の薛阜中心（せつふちゅうしん）小学校と姉妹校提携）を活用し、「外国人の人権と異文化」の理解を図るとともに共生しようとする態度を育む学習を効果的に行っています。

　今回は、総合的な学習の時間に、地域の交流活動を活用した体験活動の取組について紹介します。

▼１　取組の実際

▼【本研究で大切にしたこと】

○実際の「出会い」を通して、人とのつながりを感じ、違いを豊かさと捉えること

○ねらいの達成に向けて、３つの体験活動を児童が主体的に活動したり、課題意識が継続したりするように仕組むこと

▼【取り組んだこと】

○「アクティブ・ラーニングの考えをふまえた授業づくり」の深化

○自国の文化や異文化のよさ・多様性にふれる体験活動を位置付けた総合的な学習の時間や特別活動、道徳科の在り方、教科との関連付けの検証

▼３つの体験活動を位置付けた総合的な学習の時間（実際）

◎３つの体験活動

◎体験活動①

　外国人への関心を高め、関わりを促すような活動

◎体験活動②

　外国人との関わりから自らの在り方を考える活動

◎体験活動③

　外国人との関わりから自分を考え行動する活動

◎第５学年　総合的な学習の時間　テーマ「こんにちは、ニーハオ」

◎体験活動①

　ねらい：外国人への関心を高め、異文化に対する理解を促進すること

・前年度の中国姉妹校訪問の記録DVDの視聴

・参加児童の感想文を読む活動

・イメージマップの作成

◎体験活動②

　ねらい：外国人との関わりから自らの在り方を考えること

◎体験活動②－１

　相手国の文化

・自国の文化

・日本文化への質問

◎体験活動②－２

　日本の文化

・他国の文化との共通点、相違点

・日本文化の紹介

・他国文化への質問

◎体験活動②－１と体験活動②－２は、発表したり質問したりして繰り返し行います。

　【国語科】第５学年「明日をつくるわたしたち」（意見文）「中国の人との関わり方」からどのようなことを行ってつながりを深めていくのかを提案する意見文を書く

◎体験活動③

　ねらい：外国人との関わりを通して、自分の在り方を考え、実際に行動すること

・国語科で書いた意見文をもとに、姉妹校訪問に向けて具体的な取組を決定し、訪問を行うこれらのことが、自国のよさ、他国のよさを学習することにつながる

p11

◎体験活動②「外国人との関わりから自らの在り方を考える体験活動」

◎体験活動②－１

　調べ学習

・出迎えの仕方

・贈り物、出し物

　交流会の内容決定

・共通点、相違点を視点に

　中国姉妹校来町の交流会実施

・贈り物→日本の昔遊び道具

・出し物→日本の歌、ソーラン節

・飾り付け→漢字を使った飾り

[交流会の様子の写真が４枚あります]

◎体験活動②－２

　体験活動①で作成したイメージマップの振り返り

　グループ別交流活動・４グループ

　①食文化　②遊び　③民族衣装、言語等　④伝統楽器、風習等

　交流会の振り返り

・共通点、相違点

・交流で新たに感じた事柄

[グループ別交流活動の様子の写真が２枚あります]

◎ワークシートの内容（抜粋）

・中国と日本は違うところが多いけれど、似ているところもたくさんあることに気づきました。

・次に交流するときはお互いのよさを分かり合って交流し、前よりももっと近づけるようになりたい。

◎３つの体験活動を終えたある児童の感想文（抜粋）

　外国に行ったとき、その国の文化や歌など詳しく知りたいです。でも、知るだけでなく日本の言葉や歌など様々なことを伝え、お互いに理解し合い認め合う心を忘れないでいたい。

[交流会の振り返りの様子の写真があります]

◎「外部講師による外国人問題に関する授業」（学びを広げ、よさを実感する）

○外国のことを知る時はお互いの国の文化や習慣を理解するとよいことに気付き、外国のことをもっと知り、交流を深めていこうという心情を育てる。

　【講演内容】「タイやナイジェリアの文化を学ぼう」

　タイやナイジェリアの民族や文化、食生活についてのクイズや講師の体験談等の講話を通して、共通点や相違点に気付き、共に生きていくために、違いを認め合う大切さを実感しました。

[外部講師による外国人問題に関する授業の様子の写真があります]

▼２　今後の方向性

◎教師の声です

・外国人に関する３つの体験活動を位置付けた総合的な学習の時間と他教科との関連付けを図った学習モデルが作成できたことで、相手のことを考えて行動する児童が増えてきています。

　これからは、さらに活動を充実させるために、体験活動ごとに、めざす姿をより焦点化させるとともに、学んだことや感じたことを深めるための手立てを考えていきます。

p12

●２　人権教育総合推進地域事業（平成28年度、29年度、30年度）

　「未来を切り拓く生きる力を身につけた児童生徒の育成」

　～開かれた学校を拠点にした家庭・地域・関係機関との人権ネットワークの活用を通して～

　芦屋町人権教育総合推進地域事業

　芦屋中学校区では、地域の文化や教育力を生かした人権尊重の地域づくりを進め、確かな人権認識を身につけた次代の地域（まち）づくりを担う人材を育ててきています。また、「さわやかプロジェクト（確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成）」の活動を中心に据えた人権教育を、家庭・地域・関係機関との連携を明確にして推進してきています。

　今回は、開かれた学校を拠点にした家庭・地域・関係機関との人権ネットワークを活用し、「つながり」をキーワードにした芦屋中学校区の取組を紹介します。

▼１　取組の実際

（１）「校種間の連携」

・人権が尊重される授業づくり10の視点、環境づくり10の視点を活用した授業実践

・１単位時間（「一人学び」と「協同学び」）の学習過程の小中学校共通した実践

・教員の指導力の向上を図る授業交流会の実施

（２）「学校と関係機関等との連携」

・関係機関と連携した「芦屋町人権まつり」、人権まつりでの「青少年の主張大会」等の推進

（３）「学校、地域、家庭の連携」

・町青少年育成会や区長会に協力依頼した「しゃべり場」の実施

・地域の方や外部機関の方々を活用した文化遺産の調査及び教科横断的な問題解決学習の実施

◎教師の声です

　大切にしてきたこと

・地域に学び、地域とつながることで、人権尊重の地域づくりに向けた行動につなげること。

・小学校と中学校が同じスタンスで、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を行うこと。

・安心して生活できる学級づくりを基盤にした授業づくりを行うこと。

◎【調査研究体制】

　芦屋町人権教育総合推進地域事業実行委員会

　芦屋町教育委員会　芦屋町人権教育推進会議　芦屋町青少年健全育成町民会議

　芦屋中校区人権教育総合推進会議

　芦屋中学校研究推進委員会　山鹿小学校研究推進委員会　芦屋小学校研究推進委員会　芦屋東小学校研究推進委員会

　学力保障・教科教育部会

　人権総合・小中一貫教育部会

　進路保障・特別支援教育部会

[調査研究体制の組織図があります]

p13

（１）「校種間の連携」：「安心して学べる仲間をつくってほしい。」

○「一人学び」と「協同学び」の学習過程での位置付け

▼学習過程

・つかむ

・つくる　児童生徒が試行錯誤しながら問題に挑み、自力解決できるように支援します。

・広げる・深める　児童生徒が交流の目的を共有し、よりよい考えを目指したり、自分の考えを付加修正したりできるように支援します。

・まとめる（つかう）

▼学習活動

・めあて・見通し

・一人学び

・協同学び

・まとめ・振り返り

[学習している子どもたちの様子の写真があります]

◎子どもの声です

・そんな考え方もあるのか。

・みんなの考えにはそれぞれいいところがあるな。

（２）「学校と関係機関等との連携」：「社会の一員であるという自覚をもち、主張を通して自分の考えを確かなものとして大きな成長につなげてほしい。」

○芦屋町人権まつり

　今、何を考え、どのような夢や希望や意見をもっているのか、家族や友だちのこと、将来の夢や地域の方への感謝など今感じていることを発表しました。

　また、手話の会による発表など人権まつりでは表現などを通して学びを確かなものにします。

・「青少年の主張大会」

[青少年の主張大会の様子の写真があります]

・「手話の会による発表」

[手話の会による発表の様子の写真があります]

（３）「学校、地域、家庭の連携」：「地域の方の思いを知り、地域とつながってほしい。」「ふるさとの自然に関心を深めてほしい。」

○「しゃべり場」

　保護者・地域の方と児童生徒が２重の輪になり移動しながらの簡単な会話をする。

[しゃべり場の様子の写真があります]

◎地域の方の声です

・この出会いをきっかけにまた会った時に話ができるといいですね。

・とても真剣に話を聞いてくれました。みんなの考えも聞くことができました。

◎子どもの声です

・将来の夢をかなえるためのアドバイスをもらえました。

○「魚道学習」～遠賀川の環境について学習する～

・国土交通省の遠賀川河川事業所と

九州工業大学と芦屋町の合同事業。

・遠賀川の魚道での観察。

▼２　今後の方向性

◎教師の声です

・小中学校の教職員の「学力観」・「指導観」・「評価観」が共有され、授業改善と中１ギャップの解消につながりました。また、地域の教育力を活用した学習活動や行事を実施することで「地域の一員としての自覚」や「人権が尊重されるまちづくり」の主体になる意識を高めることができました。

　今後は、さらなる活動の充実に向け、ねらいにそって活動の質を高めていきたいと思います。

p14

■『あおぞら２』KARA

●人権教育学習教材集「あおぞら２」より

　colorful ～にじいろの未来を～ （中学校）

　人権教育学習教材集「あおぞら２」の教材開発の６つの観点の一つ「生活と人権」では、一人一人の生活を知るとともに、自他を尊重し、多様な他者とのよりよい関係を築くことを目標としています。

　今号は、その中から中学校教材「colorful ～にじいろの未来を～」を紹介します。

●１　教材の解説

▼「colorful ～にじいろの未来を～」

　本教材は、性的少数者の人権課題と自他の「違い」や個性に関する理解を促すとともに、多様な生き方を認め合えるようになることを目的としています。

　内容は、性的少数者の人権課題についての知的理解を促す場面での活用教材「自分と性」、個性や多様な生き方について考える場面での活用教材「生き方と性」で構成しています。

▼『本教材で育てたい資質・能力』

・性は多様であり、自他の「違い」や個性を尊重することの価値を理解することができる。【知識的側面】

・多様性を認め合いながら共に生きることの大切さを感じることができる。【価値的・態度的側面】

・自他の存在や命を大切にしながら共に生きるために、よりよく行動することができる。【技能的側面】

●２　教材を活用した授業例　活用する教科等（中学校 第２学年 学級活動）

　保健体育科「(２)心身の機能の発達と心の健康」の学習後の実施がより効果的です。

▼ねらい

　自他の「違い」や個性に気付き、一人一人の存在や命を大切にしようとする気持ちを高めながら、思春期における不安や悩みの解決方法について意思決定することができるようにする。

[colorfulのタイトルの写真があります]

p15

●　展開例

[学習活動は生徒が、指導上の留意点は教師が行います。]

▼学習活動①、学習のめあてをつかむ。

◎めあて

　思春期の不安や悩みとその解決方法について考えよう。

▼指導上の留意点は、「思春期の不安や悩み」についての事前アンケートをとるなどして、その結果を示し、学習への関心を持たせることです。

▼学習活動②、思春期の心身の発達や成長についての学習を想起する。

・思春期に性に関する不安や悩みがあることは自然だということが分かった。

・人それぞれ成長には個人差や「違い」があり、多様だということが分かった。

[「生き方と性」チャート図の写真があります。]

▼指導上の留意点は、事前に学習した授業の内容を振り返り、「生き方と性」のチャート図を活用して、からだの性（生物学的な性）、こころの性（性自認）、好きになる性（性的指向）は多様であり、自然だということを確認することです。

▼学習活動③、思春期に不安や悩みを強く感じる理由について意見を出し合う。

・情報が曖昧で、正しくないから。

・周りが気になるから。

▼指導上の留意点は、学級に当事者がいる可能性を考え、誰かを特定することがないような配慮や、もしカミングアウトがあった場合の対応等について十分に想定しておくことです。

▼学習活動④、多様な不安や悩みを知り、一人一人の存在や命を大切にするための方法を話し合う。

・決めつけた見方や考え方をしない。

・日頃から相談できる雰囲気をつくる。

・情報を適切に判断できるようにする。

▼指導上の留意点は、様々な不安や悩みを持っている人が身近にいることから、学級の一人一人の存在や命の大切さについて考えさせることです。

▼学習活動⑤思春期の不安や悩みの解決方法について、自分の考えをまとめ、これから実践していくことを発表する。

p16

■おすすめDVD KARA

　やすし先生のおすすめ人権教育ＤＶＤ紹介のコーナーです。

　県内の大学で、人権教育の講義を担当されているやすし先生が実際に講義で使用したＤＶＤを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。

●今回紹介するＤＶＤのタイトルは、「『出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・髙田美樹～』」

　貸出番号、D2872、時間は24分です。

[DVD『出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・髙田美樹～』のパッケージの写真があります。]

▼やすしせんせいのおすすめポイント

　両親が受けた結婚差別の話や直接差別を受けた体験が当事者の立場で語られていきます。しかし、その中には部落差別の現実や厳しさだけでなく、差別のある社会であっても出会いを大切にして、自分の人生の中でプラスに変えていこうとする、高田さん自身の生き方へのメッセージが込められています。講義で使用した際もその部分に共感する感想が多く見られました。共感から自分自身の事を振り返り、部落差別の問題を自分の問題として考えることはとても重要です。

◎一人目の受講生の声です

　「しなやかさ」ということに共感しました。部落差別の問題は小学校、中学校でも学習しましたが、どこか遠い世界のことのように感じていました。ＤＶＤでは高田さんの考え方、生き方をとても身近に感じました。

◎二人目の受講生の声です

　部落差別の問題は差別を受ける人たち以外の問題だということを改めて感じました。出会いを大切にするということは私にとっても大切なことだと思います。そのためにも人権問題をきちんと知っておくことは大事だと思いました。

●DVDの紹介

▼紹介するＤＶＤは、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」、時間は25分です。

　アニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学１年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の模様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです。

　平成18（2006）年６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題の解決には、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。この趣旨を踏まえ、政府・拉致問題対策本部により啓発資料として作成されました。

◎活用にあたって

　「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月策定、平成23年４月一部変更）では、学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進するように示しています。

　また、平成30年３月に改定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」では、学校においては、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用するなど、拉致問題に対する理解が深まるように取り組むよう示されています。各学校において、計画的・効果的活用が図られるようお願いします。

　アニメ「めぐみ」は、政府・拉致問題対策本部ホームページ（http://www.rachi.go.jp）よりダウンロードできます。

　人権教育学習教材集「あおぞら２」にも収録しています。

■編集後記

　本号は、「生活と人権」をテーマに、すべての人が安心して生活し活躍できる社会を目指すために大切なことを伝えたいという思いで作成しました。

　表紙には、毎年福岡で開催されている「九州レインボープライド」でも使われている、レインボーフラッグの写真を掲載しています。六色（赤、橙、黄、緑、青、紫）で構成された旗で、性的少数者の尊厳と社会運動を象徴する旗として広く知られています。1978年に、サンフランシスコ・ゲイ・フリーダム・デイ・パレードで初めて使われました。現在は、世界中で使われています。

　多様な生き方を認め合うことについて考える契機として本号を活用していただきたいと思います。

　○の中に古のマーク。

※KARA FULLは福岡県教育委員会のホームページに掲載しています。

　テキストデータでも掲載しています。

「KARA FULL 福岡」で検索してください。

［以上、おわり］